

松山市土木工事写真管理基準

1. 適用

この基準は、松山市の土木工事における写真管理に適用するものとし、この基準に定めのない事項については、「愛媛県写真管理基準(案)(平成22年8月)」によるものとする。

2. 工事写真の提出

- (1) 工事写真は、工事写真帳と電子媒体での提出を原則とし、監督員の指示がある場合は、電子媒体のみ提出するものとする。
- (2) 電子媒体は、「愛媛県工事完成図書」の電子納品要領(令和元年 11 月)に基づき提出するものとする。電子媒体の仕様は、監督員との協議により「国交省版」もしくは「簡易版」とする。

3. 工事写真の整理方法

- (1) 工事写真帳のサイズは、A4版を原則とする。これ以外による場合は監督員の承諾を得るものとする。
- (2) 工事写真帳は、工事全体の流れがわかるように作成し、工種毎に工程(着手前、施工状況、品質管理状況、出来形管理状況、完成等)が容易に把握できるように、それぞれ分類して整理する。
- (3) 完成写真と着工前写真は、前後の状況が比較できるように配置する。

4. 留意事項

- (1) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を工事写真帳に添付する。
- (2) 写真を印刷する際に使用するプリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙は通常の使用条件のもとで5年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。
- (3) 電子媒体による写真の撮影機及びプリンターは、その機種・機能(画素数・解像度等)を施工計画書の施工管理計画に記載するものとする。

この基準は、令和2年4月1日から適用する。